

一般名処方加算について

令和7年1月15日(水)から後発医薬品（ジェネリック）がある薬について、院外処方箋の記載が一般名処方に変更となります

一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方箋に記載することです。

一般名処方により、供給不足のお薬でも、有効成分が同じ複数のお薬から選択でき、患者様が必要なお薬を受け取りやすくなります。

また、後発医薬品を選ぶことができ、経済的負担も軽減されます。

処方箋の交付1回につき、下記の点数が掛かります。

■ 一般名処方加算1 10点

後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般名処方されている場合（2品目以上）

■ 一般名処方加算2 8点

交付した処方箋に1品目でも一般名処方が含まれている場合

※一部対象後の後発医薬品があります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年12月11日

社会医療法人新青会 川口工業病院 乳腺外科診療所 院長 古澤秀実